

世田谷区指定喫煙場所整備指針（案）

1 基本的考え方

世田谷区たばこルールにより、喫煙する人としらない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指す一環として、指定喫煙場所整備指針を策定する。

指針に基づき、区自ら整備を進めるとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。

また、民間による整備に対して補助を行い、国、都等の補助制度も活用しながら喫煙場所整備の促進を図る。

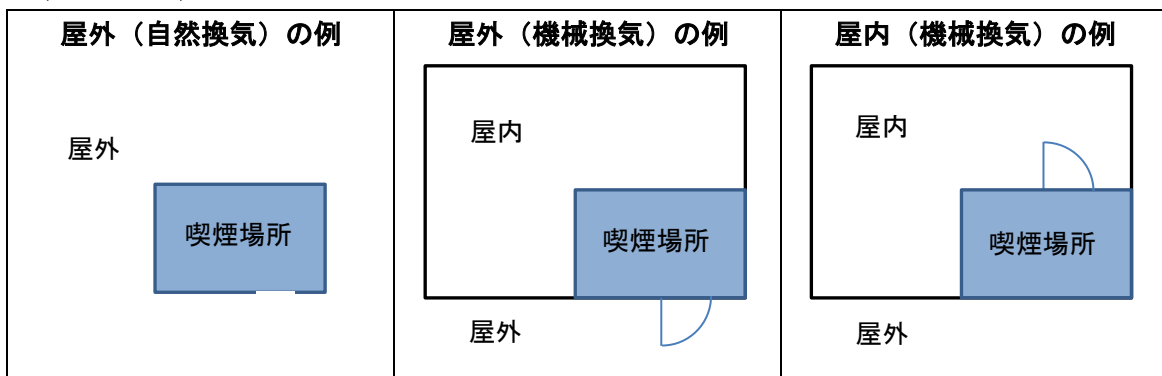
2 指針の内容

- (1) 区による指定喫煙場所整備は、世田谷区基本計画で定める「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園、区施設の敷地等の公有地から重点的に整備していく。
- (2) 既に民間により設置されている喫煙場所のうち、指針に適合すると判断された場合、指定喫煙場所として指定することができる。
- (3) 民間が喫煙場所を整備する場合は、指針に適合すると判断された場合、区は、整備費を補助することができる。

3 指定喫煙場所の整備内容

屋外（自然換気）、屋外（機械換気）、屋内（機械換気）それぞれについて、別表のとおり定める。

(イメージ)



4 実施時期

平成30年4月1日

5 その他

喫煙場所の整備にあたっては、必要に応じてたばこ製造事業者の協力を求めるものとする。

別表

| | 屋外（自然換気） | 屋外（機械換気） | 屋内（機械換気） |
|-------|--|---|---|
| 形態 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置するもの ・屋根がないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置するもの ・屋根があるもの ・既存の建物の内部に設置するもののうち、出入口が屋外にのみ面しているもの | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の建物の内部に設置するもの ・出入口が屋内の非喫煙区域にのみ面しているもの |
| 設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要動線から離れた場所であること ・特に子ども関連施設、教育委員会が指定した通学路、病院に配慮すること ・車いす使用者が利用可能な場所にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が利用可能な場所にあること | |
| 面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね9㎡以上であること | — | |
| 開口 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に扉が設けられていること | |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、パネルフェンス、植栽などで喫煙場所が区切られ、たばこの煙が周辺に流れないように配慮されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・給排気設備をつけること（屋外換気） ・排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上となるよう設計されていること |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口と給排気口以外に非喫煙区域に対する開口面がほとんどないこと ・当該喫煙場所により直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないよう設計されていること | |
| 公開・周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般に開放し、無料で使用できること ・原則として1日8時間以上かつ週5日以上使用できること ・区が指示する場所に、区が指示する内容を記載した案内表示をすること | | |
| 管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、喫煙場所開放日は1日1回以上清掃し、清潔であるよう適切な管理を実施すること | | |

※道路・公園に設置する場合は、それぞれの許可基準に準拠する。